

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社定款第16条及び第32条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「この法人」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の基準)

第3条 評議員及び非常勤役員には、評議員会又は理事会への出席等、必要の都度、報酬を支給する。ただし、名古屋市職員及び報酬の受け取りを辞退した者には、これを支給しない。

2 常勤理事には、月額報酬を支給するものとし、就任日の属する月から退任、辞任又は死亡の日の属する月まで支給する。ただし、就任日が月の途中である場合には、日割計算により支給する。

3 前2項の規程にかかわらず、この法人の職員を兼務する役員には、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員の報酬の額は、1万3千円とし、定款第16条に定める各年度の総額の範囲内において支給する。

第5条 役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、各年度の総額が1,250万円を超えない範囲内において支給する。

- (1) 常勤役員 別表に掲げる年間報酬限度額の範囲内において、理事会で定める額
- (2) 非常勤役員 1万3千円

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第7条 常勤理事の報酬の支給日は、職員の例によるものとする。

(通勤手当及び旅費)

第8条 常勤理事には、職員の例により通勤手当を支給する。

2 役員及び評議員が、この法人の職務のために旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 財団法人名古屋市民休暇村管理公社役員の報酬等支給規程は、施行日以降、廃止する。

別表

対象	年間報酬限度額
理事長	6,492,000円
常務理事	5,796,000円